

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための信州大学の行動基準

本行動基準は、信州大学の学生、教職員が感染症拡大状況に応じ、適切かつ柔軟に行動する目安を示すためのものであり、それぞれの行動の運用や詳細は、下記通知等を参照してください。

- ・信州大学の学生及び教職員に対する本学としての対応
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止する教育研究等の活動の指針
- ・信州大学の関係する団体の活動及び大学施設を利用する活動に関する感染拡大防止対策の指針

赤枠が現在の段階

令和4年7月2日現在

段階	感染拡大状況の目安	研究活動 (研究指導含む)	授業 (講義・演習・実験・実習)	学生の課外活動	施設利用 (図書館、字外者利用)	出張・旅行	入構制限・その他	
1	【経過観察】 海外発生期 小康期	①WHOが新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）フェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発表を行った場合 ②感染症政府対策本部が設置された場合 ③WHOがポスト・パンデミック期であると発表を行った場合	・通常通り	・通常通り	・通常通り	・海外発生地域との不要不急の往來の制限、滞在者の退避 ・海外渡航届の徹底	・通常通り	
2	【注意】 国内発生早期 小康期 長野県感染警戒レベル1	①長野県内に感染者は発生していない、または散発的であるが、国内で感染者が一定数発生している場合 ②感染者の発生が一旦落ち着いた場合	・感染防止措置を講じた上で研究活動及び研究指導を実施 ・在宅での活動も活用	・感染防止措置を講じた上で対面授業を実施 ・オンライン授業も活用	・感染防止措置を講じた上で実施可能	・感染防止措置を講じた上で利用可能	・海外発生地域との不要不急の往來の制限、滞在者の退避 ・県外との往來について、基本的な感染防止の徹底と感染リスクの高い行動を制限 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止
3	【警戒】 国内発生期 小康期 長野県感染警戒レベル2～3	①長野県内に感染者は発生していない、または散発的であるが、国内で感染経路が特定できない感染者が一定数発生している場合 ②長野県内に感染者が一定数発生している場合 ③国内における感染者の発生が減少し、低い水準に留まっている場合	・感染防止措置を講じた上で研究活動及び研究指導を実施 ・在宅での活動を推奨	・感染防止措置を講じた上で対面授業を実施 ・オンライン授業も活用	・感染防止措置を講じた上で実施可能。ただし、感染リスクの高い閉鎖空間（更衣室等）の利用を一部制限	・感染防止措置を講じた上で利用可能。ただし、感染リスクの高い閉鎖空間（更衣室等）の利用を一部制限	・海外発生地域との不要不急の往來の禁止 ・県外との往來について、基本的な感染防止の徹底と感染リスクの高い行動を制限 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・同居の家族以外との会食は1卓4人以内かつ2時間以内とし、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種済を推奨 ・不要不急の来訪者の入構制限
3.5	【感染警戒】 国内感染期 長野県感染警戒レベル4	①長野県内で感染者が増加・高止まりしており、警戒が必要となっている場合 ②学内において本学構成員に感染者が確認されているが、接触範囲が特定できている場合	・感染防止措置を徹底した上で研究活動及び研究指導を実施 ・在宅での活動を積極的に活用	・オンライン授業を積極的に活用 ・実験、実習、研究指導等のうち対面が不可欠なものに限り、部局長の許可を得て対面を実施 ・許可を得た学生の学内ネットワーク利用環境を提供	・感染防止措置を講じた上で実施可能。ただし、感染リスクの高い活動や閉鎖空間（更衣室等）の利用を一部制限	・感染防止措置を講じた上で利用可能。ただし、感染リスクの高い活動や閉鎖空間（更衣室等）の利用を一部制限	・海外発生地域との不要不急の往來の禁止 ・国内流行地域との不要不急の往來の自粛及び往來後の健康観察 ・海外渡航届の徹底	・構成員の健康管理の徹底 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・大学構成員の会食自粛 ・不要不急の来訪者の入構制限
4	【活動制限】 国内流行期 長野県感染警戒レベル5	①長野県内で感染が顕著に拡大している場合 ②学内において本学構成員に感染者が確認され、感染拡大の恐れがある場合	・在宅でできる活動は在宅で実施 ・スプリットチーム制等で滞在者・滞在時間を限定し、感染防止措置を徹底した上で研究活動を実施	・オンライン授業を積極的に活用 ・時間割の柔軟な運用 ・実験、実習、研究指導等のうち対面が不可欠なものに限り、部局長の許可を得て対面を実施 ・許可を得た学生の学内ネットワーク利用環境を提供	・全面禁止。ただし、大会出場等やむを得ない事情に限り、許可を得て実施可	・学外利用禁止 ・既に許可があり、行政の規制に抵触せず真に変更不可能なものに限り、感染防止措置を徹底した上で許可を得て利用可 ・図書館は、感染防止措置を講じた上で利用可。ただし、感染リスクの高い活動や閉鎖空間（グループ学習室）の利用を一部制限。	・長野県外との不要不急の往來自粛の徹底及び往來後の健康観察 ・構成員の健康管理の徹底、不要不急の外出自粛 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・大学構成員の会食禁止 ・不要不急の来訪者の入構禁止 ・許可された者以外の学生の入構禁止	
4.5	【活動高度制限】 国内流行期 長野県感染警戒レベル5～6	①長野県が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）まん延防止等重点措置対象地域となった場合 ②学内において本学構成員に感染者が確認され、感染拡大の恐れがある場合	・在宅でできる活動は在宅で実施 ・スプリットチーム制等で滞在者・滞在時間を限定し、感染防止措置を徹底した上で研究活動を実施	・オンライン授業を最大限に活用 ・時間割の柔軟な運用 ・実験、実習、研究指導等のうち対面が不可欠なものに限り、部局長の許可を得て対面を実施 ・許可を得た学生の学内ネットワーク利用環境を提供	・全面禁止。ただし、大会出場等やむを得ない事情に限り、許可を得て実施可	・学外利用禁止 ・既に許可があり、行政の規制に抵触せず真に変更不可能なものに限り、感染防止措置を徹底した上で許可を得て利用可 ・図書館は、感染防止措置を講じた上で利用可。ただし、感染リスクの高い活動や閉鎖空間（グループ学習室）の利用を一部制限。	・長野県外との不要不急の往來自粛の徹底及び往來後の健康観察 ・構成員の健康管理の徹底、不要不急の外出自粛 ・発熱等の有症者、感染者及び濃厚接触者の入構禁止 ・大学構成員の会食禁止 ・許可された者以外の学生の入構禁止 ・キャンパス内に勤務している者以外の入構の原則禁止	
5	【活動停止】 国内まん延期 長野県感染警戒レベル6	①長野県が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）緊急事態宣言対象地域となった場合 ②本学構成員に集団感染の連鎖が確認された場合	○原則、在宅での活動 ○必要最低限の教職員のみ短時間で以下の活動を実施 ・中止することにより大きな研究の損失を被ることになる長期間継続している実験 ・感染症対策に直接関わる研究 ・実験の終了・中断 ・研究機器や実験動物等の研究資産の維持・管理	・授業はオンラインのみで実施（教員は原則在宅にて行う） ・実験、実習等は時間割変更等により時間を確保 ・学内ネットワーク利用環境の停止	・全面禁止	・利用禁止 ・既に許可があり、行政の規制に抵触せず真に変更不可能なものに限り、感染防止措置を徹底した上で許可を得て利用可	・長野県外との不要不急の往來禁止 ・往來者の登録及び往來後の外出自粛措置 ・構成員の健康管理の徹底、外出自粛措置 ・大学機能維持、最低限の研究活動維持のための教職員を除き、学外者も含め入構禁止	
6	【大学閉鎖】 国内まん延期 長野県感染警戒レベル6	①長野県が新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）緊急事態宣言対象地域となり、休業要請がなされた場合 ②本学構成員に爆発的な感染拡大が確認された場合	○原則、在宅での活動 ○必要最低限の教職員のみ短時間で以下の活動を実施 ・研究機器や実験動物等の研究資産の維持・管理	・授業は休講又はオンラインのみで実施（教員は在宅にて行う） ・実験、実習等は時間割変更等により時間を確保 ・学内ネットワーク利用環境の停止	・全面禁止	・利用禁止	・すべての不要不急の往來を禁止 ・構成員の健康管理の徹底、外出自粛措置 ・大学機能維持、研究資産維持のための必要最低限の教職員を除き、学外者も含め入構禁止。	

※医療関係者及びCOVID-19研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とする。
 ※本学構成員に感染者が確認された場合は、保健所等の指示等に基づき、感染の恐れのあるエリアを封鎖し、消毒等を行う。
 ※この行動基準の段階は、全学共通を原則とするが、大学として感染状況に応じキャンパスごとに判断することがある。
 ※この行動基準は、新型コロナウイルス感染症に係る政府、長野県の対策及び本学の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。